

2026年2月26日（木）
愛知県知多県民事務所環境保全課
環境保全グループ
担当 後藤、立石
電話 0569-21-8111(代表)
愛知県環境局環境政策部水大気環境課
水・土壌規制グループ
担当 内田、高崎
内線 3050、3057
電話 052-954-6225 (ダイヤルイン)

知多市における地下水汚染について

2025年6月6日に公表した、出光興産株式会社愛知事業所（知多市）における土壌汚染について、同社が工事前の地下水モニタリングを実施したところ、地下水汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。

県は、同社に対し、土壌・地下水汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

1 報告内容

(1) 報告者

出光興産株式会社

(2) 報告年月日

2026年2月26日（木）

(3) 汚染が判明した土地の所在地

愛知県知多市南浜町^{みなみはままち}11番の一部

(4) 地下水調査結果

次表のとおり、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に規定する地下水基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	地下水基準	超過井戸数 ／調査井戸数
ふっ素及び その化合物	1.8mg/L (2.3倍) ^注	0.8mg/L 以下	2／2

注：（ ）内は地下水基準に対する倍率を示す。

2 今後の対応

事業者は、工事の実施にあたり、地下水モニタリングを行い汚染の拡大の有無を監視していく予定です。

県は、事業者に対し、土壌・地下水汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

3 事業者の連絡先

出光興産株式会社 愛知事業所 総務課

住所：愛知県知多市南浜町11番地

電話：0562-55-1111

4 調査対象地の概要

調査対象地は、1975年頃までに埋立てが行われ、1975年から現在まで、出光興産株式会社愛知事業所の敷地の一部として利用されており、原油を精製し、ガソリン、灯油、軽油等の石油製品の製造を行っています。

今回汚染が判明した物質は、調査対象地内において取扱履歴がありますが、漏洩事故等の記録はありません。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参考 1

○ 2025年6月6日（金）公表内容

知多市における土壤汚染について

出光興産株式会社（東京都千代田区）が、知多市内の同社愛知事業所において、土壤汚染状況調査を実施したところ、土壤汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。

県は、同社に対し、土壤汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

1 報告内容

(1) 報告者

出光興産株式会社

(2) 報告年月日

2025年6月6日（金）

(3) 汚染が判明した土地の所在地

愛知県知多市南浜町 11 番の一部

(4) 報告の根拠

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）

(5) 調査結果

ア 土壤溶出量

次表のとおり、法に規定する土壤溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壤溶出量 基準	基準超過 土壤検出深度	超過区画数 ／調査区画数 ^{注2}
ふっ素及び その化合物	5.6mg/L (7.0倍) ^{注1}	0.8mg/L 以下	0～0.5m	16／111

注1：()内は土壤溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

イ 土壤含有量

次表のとおり、法に規定する土壤含有量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壤含有量 基準	基準超過 土壤検出深度	超過区画数 ／調査区画数 ^{注4}
鉛及び その化合物	1,000mg/kg (6.7倍) ^{注3}	150mg/kg 以下	0～0.5m	5／111
ふっ素及び その化合物	5,100mg/kg (1.3倍) ^{注3}	4,000mg/kg 以下	0～0.5m	1／111

注3：()内は土壤含有量基準に対する倍率を示す。

注4：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

(6) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、アスファルト舗装又は不透水シートで覆われており、汚染土壤の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。不透水シートの周囲は立入禁止柵を設置しています。

2 今後の対応

事業者は、地下水モニタリングの措置を実施するとともに、飛散等防止のため舗装により地表面を被覆する措置を講じる予定です。

県は、事業者に対し、土壤汚染対策を適切に実施するように指導するとともに、周辺の飲用井戸の有無等を調査した上で、土壤溶出量基準又は土壤含有量基準を超過した区画を法に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

参考2

○ 基準を超過した特定有害物質について

- ・ふっ素及びその化合物

ふっ素を継続的に飲み水によって体内に取り込むと、0.9～1.2mg/Lの濃度で12～46%の人に軽度の斑状歯^{はんじょうし}が発生することが報告されており、最近のいくつかの研究では、1.4mg/L以上で、骨へのふっ素沈着の発生率や骨折リスクが増加するとされています。

なお、厚生労働省では、過剰摂取による健康被害の防止の観点から、栄養補助食品として用いるふっ素の上限摂取量を1日4mg以下としています。

(参考：環境省水・大気環境局「土壤汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)